

## 第二章 単位住戸の一次エネルギー消費量

### 第四節 住宅事業建築主の判断の特定建築主基準

#### 1. 適用範囲

本計算方法は、**住宅事業建築主の判断の基準における一次エネルギー消費量の評価に分譲型一戸建て規格住宅の特定建築主基準となる一次エネルギー消費量の算定に適用する。**

#### 2. 引用規格

なし

#### 3. 用語の定義

第一章の定義を適用する。

#### 4. 記号及び単位

本計算で用いる記号及び単位は表 1 による。

表 1 記号及び単位

記号	意味	単位
$A_A$	床面積の合計	$\text{m}^2$
$A_{MR}$	主たる居室の床面積	$\text{m}^2$
$A_{OR}$	その他の居室の床面積	$\text{m}^2$
$A_{env}$	外皮の部位の面積の合計	$\text{m}^2$
$BEI$	Building Energy Index	-
$E_C$	冷房設備の設計一次エネルギー消費量	$\text{MJ}/\text{年 yr}$
$E_H$	暖房設備の設計一次エネルギー消費量	$\text{MJ}/\text{年 yr}$
$E_L$	照明設備の設計一次エネルギー消費量	$\text{MJ}/\text{年 yr}$
$E_M$	その他の設計一次エネルギー消費量	$\text{MJ}/\text{年 yr}$
$E_{SC}$	冷房設備の基準一次エネルギー消費量	$\text{MJ}/\text{年 yr}$
$E_{SH}$	暖房設備の基準一次エネルギー消費量	$\text{MJ}/\text{年 yr}$
$E_{SL}$	照明設備の基準一次エネルギー消費量	$\text{MJ}/\text{年 yr}$
$E_{SM}$	その他の基準一次エネルギー消費量	$\text{MJ}/\text{年 yr}$
$E_{ST}$	基準一次エネルギー消費量	$\text{GJ}/\text{年 yr}$
$E_{ST}^*$	基準一次エネルギー消費量	$\text{MJ}/\text{年 yr}$
$E_{STrb}^*$	特定建築主基準となる 1 年当たりの一次エネルギー消費量	$\text{MJ}/\text{yr}$
$E_{SV}$	機械換気設備の基準一次エネルギー消費量	$\text{MJ}/\text{年 yr}$

記号	意味	単位
$E_{SW}$	給湯設備(コーチェネレーション設備を含む)の基準一次エネルギー消費量	MJ/年
$E_S$	エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量	MJ/年
$E_T$	設計一次エネルギー消費量	GJ/年
$E_T^*$	設計一次エネルギー消費量	MJ/年
$E_V$	機械換気設備の設計一次エネルギー消費量	MJ/年
$E_W$	給湯設備(コーチェネレーション設備を含む)の設計一次エネルギー消費量	MJ/年

## 5. BEI(Building Energy Index)

*BEI (Building Energy Index)は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第一節「全般」により計算される値とする。ただし、設計一次エネルギー消費量 $E_T^*$ およびその他の設計一次エネルギー消費量 $E_M$ は、本節の「6. 設計一次エネルギー消費量」により計算される値とする。基準一次エネルギー消費量 $E_{SF}^*$ およびその他の基準一次エネルギー消費量 $E_{SM}$ は、本節の「7. 基準一次エネルギー消費量」により計算される値とする。*

## 6. 設計一次エネルギー消費量

### 6.1 設計一次エネルギー消費量

1年当たりの設計一次エネルギー消費量 $E_T$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第一節「全般」により計算される値とする。ただし、1年当たりの設計一次エネルギー消費量 $E_T^*$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第二節「設計一次エネルギー消費量」により計算される値とする。

### 6.2 暖房設備の設計一次エネルギー消費量

1年当たりの暖房設備の設計一次エネルギー消費量 $E_H$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第二節「設計一次エネルギー消費量」により計算される値とする。ただし、床面積の合計 $A_A$ 、主たる居室の床面積 $A_{MR}$ 、その他の居室の床面積 $A_{OR}$ 、外皮の部位の面積の合計 $A_{env}$ は、本節付録 A により定まる値とする。また、温水床暖房、電気ヒーター床暖房、ルームエアコンディショナー付温水床暖房の敷設率は、0.4(40.0%)とする。

### 6.3 冷房設備の設計一次エネルギー消費量

1年当たりの冷房設備の設計一次エネルギー消費量 $E_C$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第二節「設計一次エネルギー消費量」により計算される値とする。ただし、床面積の合計 $A_A$ 、主たる居室の床面積 $A_{MR}$ 、その他の居室の床面積 $A_{OR}$ 、外皮の部位の面積の合計 $A_{env}$ は、本節付録 A により定まる値とする。

### 6.4 機械換気設備の設計一次エネルギー消費量

1年当たりの機械換気設備の設計一次エネルギー消費量 $E_V$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第二節「設計一次エネルギー消費量」により計算される値とする。ただし、床面積の合計 $A_A$ は、本節付録 A により定まる値とする。

### 6.5 照明設備の設計一次エネルギー消費量

1年当たりの照明設備の設計一次エネルギー消費量 $E_L$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第二節「設計一次エネルギー消費量」により計算される値とする。ただし、床面積の合計 $A_A$ は、本節付録 A により定まる値とする。

## 6.6 給湯設備及びコーチェネレーション設備の設計一次エネルギー消費量

1年当たりの給湯設備(コーチェネレーション設備を含む)の設計一次エネルギー消費量 $E_W$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第二節「設計一次エネルギー消費量」により計算される値とする。ただし、床面積の合計 $A_A$ は、本節付録Aにより定まる値とする。

## 6.7 その他の設計一次エネルギー消費量

1年当たりのその他の設計一次エネルギー消費量 $E_M$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第二節「設計一次エネルギー消費量」により計算される値とする。ただし、床面積の合計 $A_A$ は、本節付録Aにより定まる値とする。

## 6.8 エネルギー利用効率化設備による設計一次エネルギー消費量の削減量

1年当たりのその他の設計一次エネルギー消費量 $E_S$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第二節「設計一次エネルギー消費量」により計算される値とする。

# 7. 基準一次エネルギー消費量

## 7.1 基準一次エネルギー消費量

1年当たりの基準一次エネルギー消費量 $E_{ST}$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第一節「全般」により計算される値とする。ただし、基準一次エネルギー消費量 $E_{ST}^*$ は、式(1)により定まる、特定建築主基準となる1年当たりの基準一次エネルギー消費量 $E_{ST,rb}^*$ は、式(1)により表されるとする。

令和2年3月までに新築する住宅:

$$E_{ST,rb}^* = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.9 + E_{SM} \quad (1-1)$$

令和2年4月以降に新築する住宅:

$$E_{ST,rb}^* = (E_{SH} + E_{SC} + E_{SV} + E_{SL} + E_{SW}) \times 0.85 + E_{SM} \quad (1-2)$$

ここで、

- $E_{ST,rb}^*$  : 特定建築主基準となる1年当たりの基準一次エネルギー消費量(MJ/年)
- $E_{SH}$  : 1年当たりの暖房設備の基準一次エネルギー消費量(MJ/年)
- $E_{SC}$  : 1年当たりの冷房設備の基準一次エネルギー消費量(MJ/年)
- $E_{SV}$  : 1年当たりの機械換気設備の基準一次エネルギー消費量(MJ/年)
- $E_{SL}$  : 1年当たりの照明設備の基準一次エネルギー消費量(MJ/年)
- $E_{SW}$  : 1年当たりの給湯設備(コーチェネレーション設備を含む)の基準一次エネルギー消費量(MJ/年)
- $E_{SM}$  : 1年当たりのその他の基準一次エネルギー消費量(MJ/年)

である。

## 7.2 暖房設備の基準一次エネルギー消費量

1年当たりの暖房設備の基準一次エネルギー消費量 $E_{SH}$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第三節「基準一次エネルギー消費量」により計算される値とする。ただし、床面積の合計 $A_A$ 、主たる居室の床面積 $A_{MR}$ 、その他の居室の床面積 $A_{OR}$ 、外皮の部位の面積の合計 $A_{env}$ は、本節付録Aにより定まる値とする。

### 7.3 冷房設備の基準一次エネルギー消費量

1 年当たりの冷房設備の基準一次エネルギー消費量 $E_{SC}$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第三節「基準一次エネルギー消費量」により計算される値とする。ただし、床面積の合計 $A_A$ 、主たる居室の床面積 $A_{MR}$ 、その他の居室の床面積 $A_{OR}$ 、外皮の部位の面積の合計 $A_{env}$ は、本節付録 A により定まる値とする。

### 7.4 機械換気設備の基準一次エネルギー消費量

1 年当たりの機械換気設備の基準一次エネルギー消費量 $E_{SV}$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第三節「基準一次エネルギー消費量」により計算される値とする。ただし、床面積の合計 $A_A$ は、本節付録 A により定まる値とする。

### 7.5 照明設備の基準一次エネルギー消費量

1 年当たりの照明設備の基準一次エネルギー消費量 $E_{SL}$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第三節「基準一次エネルギー消費量」により計算される値とする。ただし、床面積の合計 $A_A$ は、本節付録 A により定まる値とする。

### 7.6 給湯設備及びコーチェネレーション設備の基準一次エネルギー消費量

1 年当たりの給湯設備(コーチェネレーション設備を含む)の基準一次エネルギー消費量 $E_{SW}$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第三節「基準一次エネルギー消費量」により計算される値とする。ただし、床面積の合計 $A_A$ は、本節付録 A により定まる値とする。

### 7.7 その他の基準一次エネルギー消費量

1 年当たりのその他の基準一次エネルギー消費量 $E_{SM}$ は、第二章「単位住戸の一次エネルギー消費量」第三節「基準一次エネルギー消費量」により計算される値とする。ただし、床面積の合計 $A_A$ は、本節付録 A により定まる値とする。

## 付録 A 床面積の合計・主たる居室の床面積・その他の居室の床面積・外皮の部位の面積の合計

### A.1 床面積の合計・主たる居室の床面積・その他の居室の床面積・外皮の部位の面積の合計

床面積の合計、主たる居室の床面積、その他の居室の床面積および外皮の部位の面積の合計は、表 A.1 により定まる。

表 A.1 床面積の合計、主たる居室の床面積、その他の居室の床面積および外皮の部位の面積の合計

項目	床面積および面積(m <sup>2</sup> )
床面積の合計	120.08
主たる居室の床面積	29.81
その他の居室の床面積	51.34
外皮の部位の面積の合計	307.51